

令和3年

市議会6月定例会議案

令和3年6月10日提出

掛川市

目 次

議案番号	件 名	頁
議案第 83 号	令和3年度掛川市一般会計補正予算（第5号）について	1
議案第 84 号	令和3年度掛川市一般会計補正予算（第6号）について	2 3
議案第 85 号	掛川市特定個人情報の特例を定める条例の一部改正について	6 3
議案第 86 号	掛川市税条例の一部改正について	6 7
議案第 87 号	掛川市手数料条例の一部改正について	7 1
議案第 88 号	掛川市市庁舎天井改修工事請負契約の締結について	7 3
議案第 89 号	掛川市消防団消防ポンプ自動車（CD-I型）購入契約の締結について	7 5
議案第 90 号	大坂・土方工業用地造成工事変更請負契約の締結について	7 7
議案第 91 号	掛川市道路線の認定について	7 9
報告第 1 号	令和2年度掛川市一般会計繰越明許費の報告について	8 1
報告第 2 号	令和2年度掛川市一般会計事故繰越しの報告について	8 5
報告第 3 号	令和2年度掛川駅周辺施設管理特別会計繰越明許費の報告について	8 7
報告第 4 号	令和2年度掛川市水道事業会計建設改良費繰越しの報告について	8 9
報告第 5 号	令和2年度掛川市公共下水道事業会計建設改良費繰越しの報告について	9 1

令和 3 年度掛川市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 3 年度掛川市一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 284,577 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 49,740,662 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 6 月 1 0 日提出

掛川市長 久 保 田 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		千円 7,097,919	千円 198,174	千円 7,296,093
	2 国庫補助金	3,293,378	198,174	3,491,552
16 県支出金		3,471,573	86,403	3,557,976
	2 県補助金	1,119,560	86,403	1,205,963
歳 入 合 計		49,456,085	284,577	49,740,662

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 6,096,037	千円 32,850	千円 6,128,887
	1 総務管理費	5,049,603	32,850	5,082,453
3 民生費		15,772,571	200,527	15,973,098
	2 児童福祉費	8,406,744	200,527	8,607,271
4 衛生費		5,547,166	18,200	5,565,366
	1 保健費	3,112,584	18,200	3,130,784
6 農林水産業費		1,339,599	30,000	1,369,599
	1 農業費	327,286	30,000	357,286
7 商工費		1,300,172	3,000	1,303,172
	1 商工費	1,300,172	3,000	1,303,172
歳 出 合 計		49,456,085	284,577	49,740,662

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	構成比	補正額	計	構成比
		%			%
1 市税	19,916,419	40.3		19,916,419	40.0
2 地方譲与税	518,000	1.0		518,000	1.0
3 利子割交付金	15,000	0.0		15,000	0.0
4 配当割交付金	74,000	0.2		74,000	0.2
5 株式等譲渡所得割交付金	94,000	0.2		94,000	0.2
6 法人事業税交付金	153,000	0.3		153,000	0.3
7 地方消費税交付金	2,701,000	5.5		2,701,000	5.4
8 ゴルフ場利用税交付金	68,000	0.1		68,000	0.1
9 環境性能割交付金	73,000	0.1		73,000	0.1
10 地方特例交付金	517,413	1.0		517,413	1.0
11 地方交付税	3,278,000	6.6		3,278,000	6.6
12 交通安全対策特別交付金	25,000	0.1		25,000	0.1
13 分担金及び負担金	190,153	0.4		190,153	0.4
14 使用料及び手数料	586,942	1.2		586,942	1.2
15 国庫支出金	7,097,919	14.4	198,174	7,296,093	14.7
16 県支出金	3,471,573	7.0	86,403	3,557,976	7.2
17 財産収入	64,407	0.1		64,407	0.1
18 寄附金	938,755	1.9		938,755	1.9
19 繰入金	2,453,042	5.0		2,453,042	4.9
20 繰越金	50,000	0.1		50,000	0.1
21 諸収入	2,761,262	5.6		2,761,262	5.6
22 市債	4,409,200	8.9		4,409,200	8.9
歳入合計	49,456,085	100.0	284,577	49,740,662	100.0

(単位：千円)

計	構成比	補正額の財源内訳			
		特 定 財 源			一 般 財 源
		国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
	%				
260,599	0.5				
6,128,887	12.3	32,850			
15,973,098	32.1	200,527			
5,565,366	11.2	18,200			
1,514,777	3.0				
1,369,599	2.8	30,000			
1,303,172	2.6	3,000			
4,922,946	9.9				
1,704,058	3.4				
5,761,506	11.6				
181,596	0.4				
5,017,725	10.1				
37,333	0.1				
49,740,662	100.0	284,577			

2 歳 入

1 5 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
2 民生費国庫補助金	補正前	13 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金国庫補助金	129,971
	2,150,749		
	補正額		
	129,971		
計	2,280,720		
3 衛生費国庫補助金	補正前	4 感染症予防費国庫補助金	△18,200
	205,229		
	補正額		
	△18,200		
計	187,029		
7 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	補正前	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	86,403
	0		
	補正額		
	86,403		
計	86,403		
計	補正前		
	3,293,378		
	補正額		
	198,174		
計	3,491,552		

(単位：千円)

説 明	備 考
低所得の子育て世帯生活支援特別給付金補助金 既決予算額 77,331 補正後予算額 207,302 207,302×10/10	
新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 既決予算額 126,856 補正後予算額 108,656 108,656×10/10	
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 追加 86,403×10/10	

15款 国庫支出金

16款 県支出金

2項 県補助金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
10 新型コロナウイルス感染症対策地域振興臨時 交付金	補正前 0 補正額 86,403 計 86,403	1 新型コロナウイルス 感染症対策地域 振興臨時交付金	86,403
計	補正前 1,119,560 補正額 86,403 計 1,205,963		

(単位：千円)

説 明	備 考
新型コロナウイルス感染症対策地域振興臨時交付金 追加 172,806×1/2	

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
16 広報広聴費	補正前 30,076 補正額 19,000 計 49,076	国県支出金 19,000	12 委託料	19,000
17 計画行政推進費	補正前 13,636 補正額 10,850 計 24,486	国県支出金 10,850	12 委託料	10,850
35 市民主体の文化芸術振興費	補正前 78,993 補正額 3,000 計 81,993	国県支出金 3,000	12 委託料	3,000
計	補正前 5,049,603 補正額 32,850 計 5,082,453	国県支出金 32,850		

(単位：千円)

説 明	備 考
1 インターネット等による広報費 既決予算額 3,142 補正後予算額 22,142 特産品等取扱業務委託料 19,000 (追加)	
1 企画調整費 既決予算額 6,819 補正後予算額 17,669 企業連携活性化事業委託料 10,850 (追加)	
1 文化芸術活動推進費 既決予算額 64,422 補正後予算額 67,422 掛川文化・創造拠点事業委託料 3,000 (追加)	

2 款 総務費

3款 民生費

2項 児童福祉費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
16 低所得の子育て世帯生活 支援特別給付金給付事業 費	補正前	国県支出金 129,971	3 職員手当等	1,500
	77,331		10 需用費	1,150
	補正額		11 役務費	1,765
	129,971		12 委託料	16,156
	計		18 負担金補助及び交 付金	109,400
17 ひとり親世帯臨時特別給 付金支給事業費	補正前	国県支出金 70,556	3 職員手当等	1,000
	0		10 需用費	70
	補正額		11 役務費	198
	70,556		12 委託料	2,538
	計		18 負担金補助及び交 付金	66,750
計	補正前	国県支出金 200,527		
8,406,744				
補正額				
200,527				
計	8,607,271			

(単位：千円)

説 明	備 考
<p>1 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費 129,971</p> <p>既決予算額 77,331 補正後予算額 207,302</p> <p>システム改修委託料 13,530 (11,000増) 給付金申請データ入力業務等委託料 11,272 (5,156増) 低所得の子育て世帯臨時特別給付金 (その他世帯分) 109,400 (追加)</p>	
<p>1 ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業費 70,556</p> <p>追加</p> <p>システム改修委託料 1,650 給付金申請データ入力業務等委託料 888 ひとり親世帯臨時特別給付金 66,750</p>	

4款 衛生費

1項 保健費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
7 感染症予防費	補正前	国県支出金	12 委託料	18,200
	1,066,590	18,200		
	補正額			
	18,200			
計				
1,084,790				
計	補正前	国県支出金		
	3,112,584	18,200		
	補正額			
	18,200			
計				
3,130,784				

(単位：千円)

説	明	備 考
1 新型コロナウイルス対策事業費	18,200	
既決予算額 643,662	補正後予算額 661,862	
移動困難者輸送委託料 36,400 (18,200増)		

6款 農林水産業費

1項 農業費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
10 掛川茶販路拡大推進費	補正前 10,334 補正額 30,000 計 40,334	国県支出金 30,000	12 委託料	30,000
計	補正前 327,286 補正額 30,000 計 357,286	国県支出金 30,000		

(単位：千円)

説 明	備 考
<p>1 掛川茶消費拡大事業費 30,000</p> <p>既決予算額 8,329 補正後予算額 38,329</p> <p>掛川茶リブランディングプロジェクト委託料 30,000 (追加)</p>	

7款 商工費

1項 商工費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
8 観光案内・宣伝費	補正前 53,336 補正額 3,000 計 56,336	国県支出金 3,000	12 委託料	3,000
計	補正前 1,300,172 補正額 3,000 計 1,303,172	国県支出金 3,000		

(単位：千円)

説 明	備 考
1 観光宣伝費 3,000 既決予算額 12,179 補正後予算額 15,179 観光デジタルプロモーション委託料 3,000 (追加)	

給与費明細書

1 一般職

(1) 会計年度任用職員以外の職員

① 総括

(単位 千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費			共済費	その他の 人件費	合 計	左のうち 事業費支弁	差引人件費
		給 料	職員手当	費 計					
補正後	732	2,833,618	2,234,049	5,067,667	931,643	20,438	6,019,748	24,330	5,995,418
補正前	732	2,833,618	2,231,549	5,065,167	931,643	20,438	6,017,248	24,330	5,992,918
比較			2,500	2,500			2,500		2,500

(単位 千円)

職員 手当の 内訳	区分	扶養手当	地域手当	通勤手当	管理職手当	時間外手当	期末手当
	補正後	81,600	89,960	64,802	82,304	206,828	656,064
	補正前	81,600	89,960	64,802	82,304	204,328	656,064
	比較					2,500	
	区分	勤勉手当	住居手当	特勤手当	退職手当	その他	
	補正後	507,607	36,326	16,484	403,912	88,162	
	補正前	507,607	36,326	16,484	403,912	88,162	
	比較						

② 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考
給 料		給与改定に伴う 増減分			
		昇給に伴う 増加分			
		その他の増減分			
職員手当	2,500	制度改正に伴う 増減分			
		その他の増減分	2,500	時間外手当増	2,500

令和 3 年度掛川市一般会計補正予算（第 6 号）

令和 3 年度掛川市一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 74, 140 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 49, 814, 802 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」による。

令和 3 年 6 月 1 0 日提出

掛川市長 久 保 田 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 7,296,093	千円 31,913	千円 7,328,006
	2 国庫補助金	3,491,552	31,913	3,523,465
16 県支出金		3,557,976	3,112	3,561,088
	2 県補助金	1,205,963	3,112	1,209,075
18 寄附金		938,755	34,500	973,255
	1 寄附金	938,755	34,500	973,255
19 繰入金		2,453,042	△885	2,452,157
	1 基金繰入金	2,453,042	△885	2,452,157
21 諸収入		2,761,262	6,500	2,767,762
	5 雑入	1,231,071	6,500	1,237,571
22 市債		4,409,200	△1,000	4,408,200
	1 市債	4,409,200	△1,000	4,408,200
歳 入 合 計		49,740,662	74,140	49,814,802

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 6,128,887	千円 9,046	千円 6,137,933
	1 総務管理費	5,082,453	9,046	5,091,499
3 民生費		15,973,098	22,882	15,995,980
	2 児童福祉費	8,607,271	22,882	8,630,153
8 土木費		4,922,946	0	4,922,946
	3 河川費	766,188	0	766,188
9 消防費		1,704,058	31,000	1,735,058
	1 消防費	1,704,058	31,000	1,735,058
10 教育費		5,761,506	11,212	5,772,718
	2 小学校費	880,367	3,000	883,367
	4 幼稚園費	1,544,769	3,000	1,547,769
	5 社会教育費	1,011,305	5,212	1,016,517
歳 出 合 計		49,740,662	74,140	49,814,802

第2表 地方債補正

1. 変更の部 (上段: 補正前 下段: 補正後)

(単位 千円)

項目	起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土木債 (△1,000 減)	海岸防災林強化事業 (△1,000 減)	500,800	証書借入	政府資金は指定利率。その他は5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件に従う。ただし、市財政の都合により据置期間中でも繰上償還をなし又は償還期限を短縮し若しくは低利債に借換えすることができる。
		499,800			
合計 (△1,000 減)		4,409,200			
		4,408,200			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	構成比	補正額	計	構成比
		%			%
1 市税	19,916,419	40.0		19,916,419	40.0
2 地方譲与税	518,000	1.0		518,000	1.0
3 利子割交付金	15,000	0.0		15,000	0.0
4 配当割交付金	74,000	0.2		74,000	0.1
5 株式等譲渡所得割交付金	94,000	0.2		94,000	0.2
6 法人事業税交付金	153,000	0.3		153,000	0.3
7 地方消費税交付金	2,701,000	5.4		2,701,000	5.4
8 ゴルフ場利用税交付金	68,000	0.1		68,000	0.1
9 環境性能割交付金	73,000	0.1		73,000	0.1
10 地方特例交付金	517,413	1.0		517,413	1.0
11 地方交付税	3,278,000	6.6		3,278,000	6.6
12 交通安全対策特別交付金	25,000	0.1		25,000	0.1
13 分担金及び負担金	190,153	0.4		190,153	0.4
14 使用料及び手数料	586,942	1.2		586,942	1.2
15 国庫支出金	7,296,093	14.7	31,913	7,328,006	14.7
16 県支出金	3,557,976	7.2	3,112	3,561,088	7.2
17 財産収入	64,407	0.1		64,407	0.1
18 寄附金	938,755	1.9	34,500	973,255	2.0
19 繰入金	2,453,042	4.9	△885	2,452,157	4.9
20 繰越金	50,000	0.1		50,000	0.1
21 諸収入	2,761,262	5.6	6,500	2,767,762	5.6
22 市債	4,409,200	8.9	△1,000	4,408,200	8.9
歳入合計	49,740,662	100.0	74,140	49,814,802	100.0

(単位：千円)

計	構成比	補正額の財源内訳			
		特定財源			一般財源
		国県支出金	地方債	その他	
	%				
260,599	0.5				
6,137,933	12.3	2,609		6,500	△63
15,995,980	32.1	19,700			3,182
5,565,366	11.2				
1,514,777	3.0				
1,369,599	2.7				
1,303,172	2.6				
4,922,946	9.9		△1,000	1,000	
1,735,058	3.5			31,000	
5,772,718	11.6	12,716		3,500	△5,004
181,596	0.4				
5,017,725	10.1				
37,333	0.1				
49,814,802	100.0	35,025	△1,000	42,000	△1,885

2 歳 入

1 5 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
1 総務費国庫補助金	補正前	4 市民主体の文化芸術振興費国庫補助金	529
	69,460		
	補正額		
529	計	69,989	
2 民生費国庫補助金	補正前	5 子どもの発達支援費国庫補助金	700
	2,280,720		
	補正額		
9,035	計	2,289,755	
		8 保育サービス推進支援費国庫補助金	8,100
		9 すこやかこども園管理費国庫補助金	235

(単位：千円)

説 明	備 考
文化芸術振興費補助金 529 既決予算額 5,000 補正後予算額 5,529 かけがわ茶エンナーレ	
掛川児童交流館子ども・子育て支援交付金 100 既決予算額 2,944 補正後予算額 3,044 新型コロナウイルス感染症対策分 $300 \times 1/3 = 100$ (追加) つどいの広場子ども・子育て支援交付金 300 既決予算額 6,464 補正後予算額 6,764 新型コロナウイルス感染症対策分 $300 \times 1/3 \times 3 \text{施設} = 300$ (追加) 児童館保育対策総合支援事業費補助金 300 追加 $300 \times 1/2 \times 2 \text{施設}$	
病児保育子ども・子育て支援交付金 100 既決予算額 6,273 補正後予算額 6,373 新型コロナウイルス感染症対策分 $300 \times 1/3 = 100$ (追加) 地域子育て支援センター子ども・子育て支援交付金 1,100 既決予算額 28,935 補正後予算額 30,035 新型コロナウイルス感染症対策分 $300 \times 1/3 \times 11 \text{施設} = 1,100$ (追加) 保育環境改善等事業保育対策総合支援事業費補助金 6,900 追加 $13,800 \times 1/2$	
保育対策総合支援事業費補助金 235 追加	

15款 国庫支出金

15款 国庫支出金

2項 国庫補助金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
6 教育費国庫補助金	補正前 153,166 補正額 7,610 計 160,776	10 (小学校) 確かな 学力の育成費国庫 補助金 11 文化ホール管理運 営費国庫補助金	5,004 2,606
7 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時 交付金	補正前 86,403 補正額 14,739 計 101,142	1 新型コロナウイルス 感染症対応地方 創生臨時交付金	14,739
計	補正前 3,491,552 補正額 31,913 計 3,523,465		

(単位：千円)

説 明	備 考
470×1/2	
公立学校情報機器整備事業費補助金 追加 10,008×1/2	5,004
文化施設感染拡大予防・活動支援環境整備事業補助金 追加 5,212×1/2	2,606
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 既決予算額 86,403 補正後予算額 101,142 101,142×10/10	14,739

16款 県支出金

2項 県補助金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
1 総務費県補助金	補正前	7 外国人市民生活等 支援費県補助金	276
	72,774		
	補正額		
276	計	73,050	
2 民生費県補助金	補正前	11 子どもの発達支援 費県補助金	400
	494,837		
	補正額	13 保育サービス推進 支援費県補助金	1,200
	1,600		
	計		
	496,437		
8 教育費県補助金	補正前	4 幼稚園管理運営費 県補助金	1,236
	144,120		
	補正額		
	1,236		

(単位：千円)

説 明	備 考
静岡型初期日本語教室事業費補助金 追加 $552 \times 1/2$	276
掛川児童交流館子育て支援事業費交付金 既決予算額 2,944 補正後予算額 3,044 新型コロナウイルス感染症対策分 $300 \times 1/3 = 100$ (追加) つどいの広場子育て支援事業費交付金 既決予算額 6,464 補正後予算額 6,764 新型コロナウイルス感染症対策分 $300 \times 1/3 \times 3$ 施設 = 300 (追加)	100 300
病児保育事業保育対策等促進事業費補助金 既決予算額 6,273 補正後予算額 6,373 新型コロナウイルス感染症対策分 $300 \times 1/3 = 100$ (追加) 地域子育て支援センター子育て支援事業費交付金 既決予算額 28,935 補正後予算額 30,035 新型コロナウイルス感染症対策分 $300 \times 1/3 \times 11$ 施設 = 1,100 (追加)	100 1,100
幼稚園等教育支援体制整備事業費補助金 追加 $2,473 \times 1/2$	1,236

16款 県支出金

1 6 款 県支出金

2 項 県補助金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
計	補正前		
	1,205,963		
	補正額		
	3,112		
	計		
	1,209,075		

(単位：千円)

説 明	備 考

18款 寄附金

1項 寄附金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
4 消防費寄附金	補正前	1 防災対策費寄附金	31,000
	30,000		
	補正額		
	31,000		
計	61,000		
5 教育費寄附金	補正前	7 確かな学力の育成 費寄附金	3,000
	5,900		
	補正額		
	3,000		
計	8,900		
6 一般寄附金	補正前	1 一般寄附金	500
	901,100		
	補正額		
	500		
計	901,600		
計	補正前		
	938,755		
	補正額		
	34,500		
計	973,255		

(単位：千円)

説 明	備 考
風水害・地震・津波対策寄附金 既決予算額 30,000 補正後予算額 61,000 31,000	
学校教育 I C T 化推進事業寄附金 追加 3,000	
新型コロナウイルス感染症対策事業寄附金 追加 500	

19款 繰入金

1項 基金繰入金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
1 基金繰入金	補正前 2,453,042 補正額 △885 計 2,452,157	1 基金繰入金	△885
計	補正前 2,453,042 補正額 △885 計 2,452,157		

(単位：千円)

説 明	備 考
<p>財政調整基金繰入金 △1,885</p> <p>既決予算額 1,923,422 補正後予算額 1,921,537</p> <p>風水害・地震・津波対策整備基金繰入金 1,000</p> <p>既決予算額 19,971 補正後予算額 20,971</p>	

2 1 款 諸収入

5 項 雑入

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
1 総務費雑収入	補正前	12 住民自治振興費雑 入	1,500
	95,696		
	補正額	13 市民主体の文化芸 術振興費雑入	5,000
6,500			
	計		
	102,196		
計	補正前		
	1,231,071		
	補正額		
	6,500		
	計		
	1,237,571		

(単位：千円)

説 明	備 考
自治総合センターコミュニティ活動事業助成金 既決予算額 2,300 補正後予算額 3,800 一般コミュニティ助成事業 2区	1,500
地域の芸術環境づくり助成金 追加 かけがわ茶エンナーレ	5,000

21款 諸収入

2 2 款 市債

1 項 市債

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
5 土木債	補正前	4 海岸保全事業債	△1,000
	1,536,900		
	補正額		
△1,000			
計	1,535,900		
計	補正前		
	4,409,200		
	補正額		
△1,000			
計	4,408,200		

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
25 外国人市民生活等支援費	補正前	国県支出金	7 報償費	60
	6,270	276	10 需用費	133
	補正額	一般財源	11 役務費	20
	213	△63		
計	6,483			
27 行政事務情報化推進費	補正前	国県支出金	17 備品購入費	1,804
	736,860	1,804		
	補正額			
1,804				
計	738,664			
34 住民自治振興費	補正前	その他	18 負担金補助及び交	1,500
	404,153	1,500	付金	
	補正額			
1,500				
計	405,653			
35 市民主体の文化芸術振興費	補正前	国県支出金	18 負担金補助及び交	5,529
	81,993	529	付金	
	補正額	その他		
5,529	5,000			
計	87,522			

(単位：千円)

説 明	備 考
1 日本語教室開催事業費 既決予算額 1,631 補正後予算額 1,844 213	
1 システム保守管理費 既決予算額 656,076 補正後予算額 657,880 備品購入費 1,804 (追加) 1,804	
1 自治区活動支援費 既決予算額 20,545 補正後予算額 22,045 コミュニティ活動促進事業補助金 3,800 (1,500増) 一般コミュニティ助成事業 2区 1,500	
1 茶エンナーレ開催事業費 既決予算額 14,500 補正後予算額 20,029 かけがわ茶エンナーレ事業負担金 20,029 (5,529増) 5,529	

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
計	補正前	国県支出金		
	5,082,453	2,609		
	補正額	その他		
	9,046	6,500		
計		一般財源		
5,091,499	△63			

(単位：千円)

説 明	備 考

3款 民生費

2項 児童福祉費

目	補正予算額	補正財源内訳	節		
			区 分	金 額	
9 子どもの発達支援費	補正前	国県支出金 1,800	10 需用費	240	
	380,886		17 備品購入費	1,560	
	補正額				1,800
	計				382,686
10 ひとり親家庭等支援費	補正前	一般財源 3,182	12 委託料	3,182	
	337,095				
	補正額		3,182		
	計		340,277		
13 保育サービス推進支援費	補正前	国県支出金 17,400	18 負担金補助及び交 付金	17,400	
	3,332,986				
	補正額		17,400		
	計		3,350,386		
14 すこやかこども園管理費	補正前	国県支出金 500	10 需用費	167	
	343,191		13 使用料及び賃借料	30	
	補正額		500	17 備品購入費	303
	計		343,691		

(単位：千円)

説 明	備 考
<p>1 児童館運営事業費 900</p> <p>既決予算額 39,279 補正後予算額 40,179</p> <p> 文具消耗器材費 240 (追加)</p> <p> 備品購入費 660 (追加)</p> <p>2 つどいの広場事業費 900</p> <p>既決予算額 21,953 補正後予算額 22,853</p> <p> 備品購入費 900 (追加)</p>	
<p>1 児童扶養手当支給費 3,182</p> <p>既決予算額 304,703 補正後予算額 307,885</p> <p> システム改修委託料 3,182 (追加)</p>	
<p>1 乳幼児健康支援費 300</p> <p>既決予算額 19,139 補正後予算額 19,439</p> <p> 新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金 300 (追加)</p> <p>2 待機児童解消対策費 13,800</p> <p>既決予算額 63,614 補正後予算額 77,414</p> <p> 保育環境改善等事業費補助金 13,800 (追加)</p> <p>3 地域子育て支援センター支援費 3,300</p> <p>既決予算額 86,807 補正後予算額 90,107</p> <p> 新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金 3,300 (追加)</p>	
<p>1 すこやかこども園施設管理運営費 500</p> <p>既決予算額 44,066 補正後予算額 44,566</p> <p> 文具消耗器材費 1,367 (167増)</p> <p> 回線使用料 152 (30増)</p> <p> 備品購入費 303 (追加)</p>	

3款 民生費

3款 民生費

2項 児童福祉費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
計	補正前	国県支出金		
	8,607,271	19,700		
	補正額	一般財源		
	22,882	3,182		
計	8,630,153			

(単位：千円)

説 明	備 考

8款 土木費

3項 河川費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
5 海岸保全費	補正前	地方債		
	520,594	△1,000		
	補正額	その他		
	0	1,000		
	計			
	520,594			
計	補正前	地方債		
	766,188	△1,000		
	補正額	その他		
	0	1,000		
	計			
	766,188			

(単位：千円)

説 明	備 考
財源更正	

9款 消防費

1項 消防費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
4 防災対策費	補正前	その他	24 積立金	31,000
	68,750	31,000		
	補正額			
	31,000			
	計			
	99,750			
計	補正前	その他		
	1,704,058	31,000		
	補正額			
	31,000			
	計			
	1,735,058			

(単位：千円)

説 明	備 考
1 風水害・地震・津波対策整備基金積立金費 既決予算額 30,221 補正後予算額 61,221 31,000	

10款 教育費

2項 小学校費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
5 (小学校) 確かな学力の 育成費	補正前	国県支出金	12 委託料	3,000
	218,518	5,004		
	補正額	その他		
3,000	3,000			
計		一般財源		
	221,518	△5,004		
計	補正前	国県支出金		
	880,367	5,004		
	補正額	その他		
3,000	3,000			
計		一般財源		
	883,367	△5,004		

10款 教育費

4項 幼稚園費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
1 幼稚園管理運営費	補正前	国県支出金	10 需用費	2,473
	416,371	2,500		
	補正額	その他	13 使用料及び賃借料	117
3,000	500			
計			17 備品購入費	410
	419,371			

(単位：千円)

説 明	備 考
1 学校教育 I C T化推進事業費 3,000 既決予算額 130,978 補正後予算額 133,978 派遣事業委託料 12,996 (3,000増)	

(単位：千円)

説 明	備 考
1 幼稚園管理運営費 3,000 既決予算額 23,986 補正後予算額 26,986 文具消耗器材費 5,873 (2,473増) 回線使用料 484 (117増) 備品購入費 410 (追加)	

10款 教育費

4項 幼稚園費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
計	補正前	国県支出金		
	1,544,769	2,500		
	補正額	その他		
	3,000	500		
計	1,547,769			

10款 教育費

5項 社会教育費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
5 文化ホール管理運営費	補正前	国県支出金	14 工事請負費	5,212
	194,343	5,212		
	補正額			
	5,212			
計	199,555			
計	補正前	国県支出金		
	1,011,305	5,212		
	補正額			
	5,212			
計	1,016,517			

(単位：千円)

説 明	備 考

(単位：千円)

説 明	備 考
1 文化ホール管理運営費 5,212 既決予算額 194,343 補正後予算額 199,555 改修工事費 40,212 (5,212増)	

地方債の令和元年度末現在高並びに令和2年度末及び
令和3年度末における現在高の見込に関する調書

(上段:補正前 下段:補正後)(単位 千円)

区 分	令和元年度末 現在高	令和2年度末 現在高見込額	令和3年度中増減見込額		令和3年度末 現在高見込額
			起債見込額	元金償還 見込額	
1. 普通債	21,178,721	22,521,037	2,828,900	2,792,357	22,557,580
			2,827,900		22,556,580
(1) 総務債	131,729	12,200	221,800		234,000
(2) 民生債	1,654,393	2,798,445	280,800	140,326	2,938,919
(3) 衛生債	1,947,146	1,660,013	278,200	271,520	1,666,693
(4) 農林水産債	1,111,446	1,120,427	87,600	112,633	1,095,394
(5) 土木債	7,751,974	9,107,655	1,483,400	1,030,605	9,560,450
			1,482,400		9,559,450
(6) 消防債	1,465,606	1,213,083	202,300	292,214	1,123,169
(7) 教育債	6,577,961	6,083,377	170,100	866,979	5,386,498
(8) 辺地債	538,466	525,837	104,700	78,080	552,457
2. 災害復旧債	118,535	220,336	41,600	15,481	246,455
3. その他	23,662,348	23,427,003	1,538,700	1,987,357	22,978,346
(1) 災害援護資金		6,700	6,700		13,400
(2) 住宅資金貸付債	389	196		196	
(3) 住民税等減税補てん債	412,515	308,847		88,794	220,053
(4) 臨時財政対策債	22,090,204	21,649,079	1,532,000	1,745,090	21,435,989
(5) 減収補てん債	1,159,240	1,462,181		153,277	1,308,904
合 計	44,959,604	46,168,376	4,409,200	4,795,195	45,782,381
			4,408,200		45,781,381

議案第 85 号

掛川市特定個人情報の特例を定める条例の一部改正について

掛川市特定個人情報の特例を定める条例（平成27年掛川市条例第34号）の一部を改正する条例を裏面のとおりに定める。

令和3年6月10日提出

掛川市長 久保田 崇

掛川市特定個人情報の特例を定める条例の一部を改正する条例

掛川市特定個人情報の特例を定める条例（平成27年掛川市条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前			改 正 後		
(情報提供等記録についての特例) 第7条 実施機関が保有し、又は保有しようとする情報提供等記録に関しては、個人情報保護条例第5条、第8条、第8条の2、第3章第3節及び第26条の15第1項の規定は適用しないものとし、個人情報保護条例の他の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる個人情報保護条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。			(情報提供等記録についての特例) 第7条 実施機関が保有し、又は保有しようとする情報提供等記録に関しては、個人情報保護条例第5条、第8条、第8条の2、第3章第3節及び第26条の15第1項の規定は適用しないものとし、個人情報保護条例の他の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる個人情報保護条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。		
読み替えられる個人情報保護条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替えられる個人情報保護条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)			(略)		
第26条の5	当該保有個人情報の提供先	<u>総務大臣及び番号法第19条第7号</u> に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録さ	第26条の5	当該保有個人情報の提供先	<u>内閣総理大臣及び番号法第19条第8号</u> に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に

	れた者であ って、当該 実施機関の 長以外のも のに限る。)		記録された 者であっ て、当該実 施機関の長 以外のもの に限る。)
--	--	--	---

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

議案第86号

掛川市税条例の一部改正について

掛川市税条例（平成17年掛川市条例第72号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和3年6月10日提出

掛川市長 久保田 崇

掛川市税条例の一部を改正する条例

掛川市税条例（平成17年掛川市条例第72号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">（個人の市民税の非課税の範囲）</p> <p>第15条 （略）</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。</p>	<p style="text-align: center;">（個人の市民税の非課税の範囲）</p> <p>第15条 （略）</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族 <u>（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）</u>の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。</p>
<p style="text-align: center;">（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）</p> <p>第29条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（<u>控除対象扶養親族を除く。</u>）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めると</p>	<p style="text-align: center;">（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）</p> <p>第29条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（<u>年齢16歳未満の者に限る。</u>）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めると</p>

ころにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

2～5 (略)

附 則

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第9条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第19条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第14条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

2・3 (略)

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第10条 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第20条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第17条の2 (略)

2～21 (略)

22 (略)

ころにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

2～5 (略)

附 則

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第9条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第19条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第14条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

2・3 (略)

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第10条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第20条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第17条の2 (略)

2～21 (略)

22 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

23 (略)

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 掛川市税条例附則第10条の改正規定 令和4年1月1日
- (2) 掛川市税条例第15条第2項、第29条の3第1項及び附則第9条第1項の改正規定並びに次条の規定 令和6年1月1日
- (3) 掛川市税条例附則第17条の2第23項を同条第24項とし、同条第21項の次に1項を加える改正規定(第22項に係る部分に限る。) 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)の施行の日

(市民税に関する経過措置)

第2条 改正後の掛川市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

議案第 87 号

掛川市手数料条例の一部改正について

掛川市手数料条例（平成17年掛川市条例第74号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和3年6月10日提出

掛川市長 久保田 崇

掛川市手数料条例の一部を改正する条例

掛川市手数料条例（平成17年掛川市条例第74号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<u>（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律による手数料）</u> 第17条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項の個人番号カードの再交付に係る手数料の額は、1枚につき800円とする。	第17条 削除

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

議案第 88 号

掛川市市庁舎天井改修工事請負契約の締結について

掛川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年掛川市条例第43号）第2条の規定に基づき、掛川市市庁舎天井改修工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年6月10日提出

掛川市長 久保田 崇

- 1 工 事 名 掛川市市庁舎天井改修工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 金203,280,000円
- 4 契約の相手方
住 所 掛川市二瀬川4番1号

商 号 川島・金田特定建設工事共同企業体

代表者 株式会社 川島組
代表取締役社長 望月 光雄

(参考資料)

- 1 工事の概要 内容 特定天井改修工事
 規模 面積 1055㎡

- 2 工事箇所 掛川市長谷 地内

- 3 工 期 契約日から令和4年3月17日まで

議案第 89 号

掛川市消防団消防ポンプ自動車（CD-I型）購入契約の締結について

掛川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年掛川市条例第43号）第3条の規定に基づき、掛川市消防団消防ポンプ自動車（CD-I型）購入について、次のとおり売買契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年6月10日提出

掛川市長 久保田 崇

- 1 購入物件名 掛川市消防団消防ポンプ自動車（CD-I型）購入
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 金21,880,000円
- 4 契約の相手方
 - 住 所 沼津市東間門二丁目1番地の5
 - 商 号 株式会社 畠山ポンプ製作所
 - 代表者 代表取締役 畠山 昭夫

(参考資料)

- 1 内 訳 消防ポンプ自動車（CD-I型） 1台
車 両：ダブルキャブ4扉式
3 t級消防専用シャーシのオートマチックトランスミッション
二輪駆動方式
主ポンプ：高圧二段バランスタービンポンプ

- 2 納入場所 掛川市消防本部（掛川市掛川）

- 3 納入期限 令和4年2月28日

令和3年第3回（6月）掛川市議会定例会提出議案正誤表

該当冊子	議案番号	ページ	訂正箇所	誤	正
市議会6月 定例会議案	議案第89号	75	契約金額	金21,880,000円	金24,068,000円

議案第90号

大坂・土方工業用地造成工事変更請負契約の締結について

掛川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年掛川市条例第43号）第2条の規定に基づき、大坂・土方工業用地造成工事について、次のとおり変更請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年6月10日提出

掛川市長 久保田 崇

- 1 変更工事名 大坂・土方工業用地造成工事
- 2 変更契約金額 金85,092,700円（増額）
（変更後の契約金額 金1,921,975,000円）
- 3 契約の相手方
住所 掛川市千浜6141番地
商号 若杉・大浜中村・戸塚特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社 若杉組
代表取締役 若杉 吉明

(参考資料)

- 1 工事の概要 内容 造成工事
 規模 造成 11.8ha
 土工 掘削工 382,100m³
 盛土工 317,100m³
 法面工、擁壁工、防災施設工、排水構造物工、地盤改良工 1式
 県道・市道改良工事 1式

- 2 変更内容 進出企業からの要望及び関係機関との協議に対応するため。また、土工について、土質に対応した実際の作業工種に変更するため。

- 3 工事箇所 掛川市大坂・下土方・川久保 地内

- 4 工 期 令和2年3月23日から令和6年2月29日まで

議案第91号

掛川市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、掛川市道路線を次のとおり認定する。

令和3年6月10日提出

掛川市長 久保田 崇

市道認定路線表

NO	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
1	鶉ノ瀬一丁田3号支線	下垂木字一丁田1850-1	下垂木字一丁田1850-21	



市道認定路線図

鵜ノ瀬一丁田3号支線

縮尺 1 : 1500
10 5 0 10 20 30 40 50 60

報告第1号

令和2年度掛川市一般会計繰越明許費の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、令和2年度掛川市一般会計予算の一部を裏面のとおり繰り越したので、同法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和3年6月10日提出

掛川市長 久保田 崇

令和2年度掛川市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位 千円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		
					既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源
2	1	日坂1工区地籍調査事業	20,640	20,629		(県支出金) 13,996	6,633
2	3	戸籍事務事業	1,496	1,496		(国庫支出金) 1,496	0
2	3	住民基本台帳事務事業	4,928	4,928		(国庫支出金) 4,928	0
3	1	介護給付費給付事務事業	18,700	18,700		(国庫支出金) 8,134	10,566
4	1	新型インフルエンザ等予防事業	35,830	31,160		(国庫支出金) 31,160	0
7	1	中小企業者等応援給付金給付事業	268,448	197,039		(国庫支出金) 117,039	80,000
8	2	道路橋梁維持事業	131,780	109,425		(国庫支出金) 59,367 (市債) 43,100	6,958
8	2	桜木中横断線改良事業	32,730	32,730		(国庫支出金) 16,000 (市債) 15,800	930
8	2	郡道坂線改良事業	31,260	31,260		(国庫支出金) 15,200 (市債) 15,200	860
8	2	三井幹線改良事業	87,500	87,500		(国庫支出金) 43,250 (市債) 42,000	2,250

(単位 千円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		
					既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源
8 土木費	2 道路橋梁費	掛川駅梅橋線改良 事業	45,150	45,150		(国庫支出金) 20,700 (市債) 23,200	1,250
8 土木費	2 道路橋梁費	居尻黒俣線改良事 業	14,151	14,150		(国庫支出金) 7,070 (市債) 7,000	80
8 土木費	2 道路橋梁費	舗装改良事業	8,444	5,104		(国庫支出金) 2,540 (市債) 2,200	364
8 土木費	2 道路橋梁費	橋梁耐震補強事業	187,360	187,360		(国庫支出金) 100,300 (市債) 73,800 (繰入金) 5,000	8,260
8 土木費	2 道路橋梁費	合併推進道路整備 事業	167,000	94,570		(国庫支出金) 17,954 (市債) 72,700	3,916
8 土木費	2 道路橋梁費	事業関連道路改良 事業	66,950	51,882		(市債) 49,200	2,682
8 土木費	2 道路橋梁費	歩道改良事業	188,430	176,750		(国庫支出金) 90,802 (市債) 73,000	12,948
8 土木費	3 河川費	市単河川整備事業	17,000	17,000			17,000
8 土木費	3 河川費	海岸防災林強化事 業	161,533	129,301		(市債) 129,300	1

(単位 千円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		
					既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源
8 土木費	4 都市計画費	下垂木地区まちづくり事業	196,937	190,021		(国庫支出金) 65,200 (市債) 97,800	27,021
9 消防費	1 消防費	防災資機材整備事業	41,800	41,800		(国庫支出金) 41,800	0
10 教育費	5 社会教育費	文化ホール運営事業	19,481	19,096		(市債) 17,100	1,996
10 教育費	6 保健体育費	学校給食運営事業	9,420	8,987		(市債) 8,500	487
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	公共災害復旧事業	17,820	17,820		(県支出金) 17,374 (市債) 400	46
11 災害復旧費	2 土木施設災害復旧費	公共災害復旧事業	110,000	94,050		(国庫支出金) 62,730 (市債) 31,300	20
合 計			1,884,788	1,627,908	0	1,443,640	184,268

報告第2号

令和2年度掛川市一般会計事故繰越しの報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第3項ただし書きの規定により、令和2年度掛川市一般会計予算の一部を裏面のとおり繰り越したので、同法施行令第150条第3項の規定により報告する。

令和3年6月10日提出

掛川市長 久保田 崇

令和2年度掛川市一般会計事故繰越し繰越計算書

(単位 千円)

款	項	事業名	支出負担行為額	左の内訳		支出負担行為予定額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
				支出済額	支出未済額			既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
8	3	市単河川整備事業	89,023	80,538	8,485	0	8,485	0	(市債) 8,000	485
10	1	新たな学園づくり推進事業	9,416	0	9,416	0	9,416	0	0	9,416
合計			98,439	80,538	17,901	0	17,901	0	8,000	9,901

説明

・市単河川整備事業

準用河川富部川における河川改良工事について、降雨による河川の増水により仮設進入路が破損し、その復旧に不測の日数を要したため、年度内の事業完了が見込めなくなったことによる。

・新たな学園づくり推進事業

学校再編計画基礎調査事業について、基礎調査業務受託事業者の本社所在地において、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言が発令され、移動制限等により調査業務の遂行に不測の日数を要したため、年度内の事業完了が見込めなくなったことによる。

報告第3号

令和2年度掛川駅周辺施設管理特別会計繰越明許費の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、令和2年度掛川駅周辺施設管理特別会計の一部を裏面のとおり繰り越したので、同法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和3年6月10日提出

掛川市長 久保田 崇

令和2年度掛川駅周辺施設管理特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位 千円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源
1	1	ほのぼのパスエレベーター設置事業	36,850	36,850		(国庫支出金) 22,500 (市債) 12,900	1,450

報告第4号

令和2年度掛川市水道事業会計建設改良費繰越しの報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定により、令和2年度掛川市水道事業会計予算の一部を裏面のとおり繰り越したので、同条第3項の規定により報告する。

令和3年6月10日提出

掛川市長 久保田 崇

令和2年度掛川市水道事業会計予算繰越計算書

(単位 千円)

款	項	事業名	予 算 計上額	支 払 義 務 発 生 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳		不 用 額	翌年度繰 越額に係 る繰越を 要するた な卸資産 の購入限 度額	説 明
						建設改良 積 立 金	損益勘定 留保資金			
1	1	配水施 設関連 事業 (原里 配水池 改修工 事)	500,000	0	494,923	0	494,923	5,077	0	機械設備工において、ポンプ（北部配水ポンプ2台・南部配水ポンプ2台・表洗ポンプ2台・逆洗ポンプ2台）の設置状況を確認した結果、全てのポンプに腐食（錆）が確認されたため、全てのポンプを交換することとなった。ポンプの製作に約6カ月の期間を要し、年度内完了が困難となったことによる。
合 計			500,000	0	494,923	0	494,923	5,077	0	

報告第5号

令和2年度掛川市公共下水道事業会計建設改良費繰越しの報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定により、令和2年度掛川市公共下水道事業会計予算の一部を裏面のとおり繰り越したので、同条第3項の規定により報告する。

令和3年6月10日提出

掛川市長 久保田 崇

令和2年度掛川市公共下水道事業会計予算繰越計算書

(単位 千円)

款	項	事業名	予 算 計上額	支 払 義 務 発 生 額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不 用 額	翌年度 繰越額 に係る 繰越し を要す るたな 卸資産 の購入 限度額	説 明
						国 庫 補 助 金	企 業 債	損 益 勘 定 留 保 資 金			
1	1	資本的支出									
		建設改良費									
		管路建設事業	298,595	0	298,595	138,000	145,600	14,995	0	0	工事資機材の運搬経路を確保するため地元関係者との調整、当初想定していた土質との相違や多量の湧水により日進量が減少したことにより不測の日数を要し、また新型コロナウイルス感染拡大により、部品供給が滞りポンプ製作が遅延し、配管切替え作業が出来ず、年度内完了が困難となったことによる。
		ポンプ場建設改良事業	80,000	0	80,000	40,000	36,000	4,000	0	0	工事資機材の運搬経路を確保するため地元関係者との調整に不測の日数を要し、年度内完了が困難となったことによる。
		合 計	378,595	0	378,595	178,000	181,600	18,995	0	0	

